

物価高騰に伴う低所得世帯等 子育て応援給付金のご案内

支給金額

18歳以下の子1人あたり 5万円

支給対象となる世帯

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割非課税」
の世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割のみ課税」
の世帯

申請不要です

- ① 「住民税均等割非課税世帯への給付金追加分」(7万円)を受給した世帯で18歳以下の子を養育する世帯
- ② 「住民税均等割のみ課税世帯への給付金」(10万円)を受給した世帯で18歳以下の子を養育する世帯

上記の給付金を支給した口座へ給付金を振り込みます。

※ただし、本給付金の支給を辞退する方または振込先の変更を希望する方は申出が必要です。



お問い合わせ

明日香村役場 住民課 給付金担当
☎0744-54-2282 (直通)